

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3113号)

令和6年9月19日

横情審答申第3113号

令和6年9月19日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和4年2月10日こ北児第1961号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「下記1から4までの行政文書（担当者のメール等の正式な起案文書以外の行政文書を含む。）の開示を請求します。なお、別添の令和3年6月5日付け要望書（以下「本件要望書」という。）に対する回答を未だに受領していませんが、重ねてコピーしている受領証のとおり、横浜市市民局広聴相談課宛てに特定記録郵便で送付しています（上記要望書は、横浜市北部児童相談所にも関係すると思いますが、同課から同所に対して情報共有されているのかどうかは不明です。）。4 本件要望書に対する回答の要否やその理由（起案者及び決裁者を含む。）を記載した行政文書」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「下記 1 から 4 までの行政文書（担当者のメール等の正式な起案文書以外の行政文書を含む。）の開示を請求します。なお、別添の令和 3 年 6 月 5 日付け要望書（以下「本件要望書」という。）に対する回答を未だに受領していませんが、重ねてコピーしている受領証のとおり、横浜市市民局広聴相談課宛てに特定記録郵便で送付しています（上記要望書は、横浜市北部児童相談所にも関係すると思いますが、同課から同所に対して情報共有されているのかどうかは不明です。）。

4 本件要望書に対する回答の要否やその理由（起案者及び決裁者を含む。）を記載した行政文書」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記 1 記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 1 月 14 日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 41 号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件要望書に対する回答が不要である旨は、関係部署との口頭での協議により判断したため、この判断に係る行政文書は、作成も取得もしておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意

見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の開示を求める。
- (2) 本件要望書には、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月市広聴第3940号。以下「要綱」という。）に基づき回答を求める旨が明記されており、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第6条並びに横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）第3条及び別表第1によると、回答は市長決裁事項又は副市長、局長、部長若しくは課長の専決事項のいずれかに該当する。よって、適正な事務処理が行われていれば、行政文書は存在しているはずである。
- (3) 本件要望書は、要綱に基づき、市民局広聴相談課（以下「広聴相談課」という。）から子ども青少年局子ども福祉保健部北部児童相談所（以下「北部児童相談所」という。）に転送されており、要綱に定める回答期限や広聴相談課長等の責務が順守されていれば、行政文書は存在するはずである。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について
一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。
- (2) 児童相談所に係る事務について
児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保障するため、都道府県及び指定都市に設置が義務付けられている行政機関である。その業務は「相談援助活動」と総称され、しつけや不登校等の児童育成上の様々な問題について相談に応じている。
- (3) 本件審査請求文書について
本件審査請求文書は、本件要望書に対する回答の要否やその理由（起案者及び決裁者を含む。）を記載した行政文書である。
- (4) 本件審査請求文書の不存在について
ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件要望書は、「市民の声」事業として取り扱わないと判断され、広聴相談課から北部児童相談所に転送されたものである。関係部署との協議を行い、回答義務もないため回答しないと判断した。当該協議は口頭によるものであったため、文書は作成しておらず、保有していない。

(イ) 審査請求人は、横浜市行政文書管理規則第6条並びに横浜市事務決裁規程第3条及び別表第1によると、行政文書は作成されるはずであると主張しているが、回答していない本件については作成していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

本件要望書への回答の要否を関係部署と口頭で協議し、不要と判断したため行政文書を作成していないという実施機関の説明は、不自然とはいえない。

また、横浜市行政文書管理規則は事案についての最終的な意思決定は行政文書によって行うことを、横浜市事務決裁規程は意思決定を行う場合の決裁事項や専決区分について定めているが、これらも、本件のように回答義務がない案件に回答しない場合にまで行政文書による意思決定を要することを定めているものではない。

そのほかに、本件審査請求文書の存在を推認させる特段の事情も認められないことからすれば、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していないという実施機関の説明は、首肯できる。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 2 月 10 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 2 月 25 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 6 年 7 月 18 日 (第305回第三部会)	・ 審議
令 和 6 年 8 月 15 日 (第306回第三部会)	・ 審議